

全国中小建設工事業団体連合会

外国人技能者支援事業 利用規約

この利用規約（以下「本規約」）は、一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会（以下「本会」）と本会会員（以下「会員」）との関係において、全中連外国人支援事業（以下「本事業」）の利用条件を定めたものです。会員の皆様には、本規約に従って本事業をご利用頂きます。

第1章 総則

（利用規約の適用）

第1条 本会は、会員との間に本規約を定め、会員より本事業の利用申込を頂いた時点で本規約を承認したとみなします。

また、本会が策定する諸規程も本規約の一部を構成します。

（利用規約の変更）

第2条 本会は、本事業の円滑な運営のために必要と判断した場合、本規約を変更することができます。変更後の利用規約については、本会ホームページ、その他の方法により会員に通知し、通知した時点からその効力を生じます。

（用語の定義）

第3条 会員とは、本会の正会員団体所属会員並びに賛助会員の総称です。

第2章 利用申込等

（利用の申込）

第4条 1. 本事業の利用申込は、利用希望者が本規約に同意の上、本会が別に定める必要書類の提出及び会費の払込みによって利用の申込みを行い、本会が承認することによって完了するものとします。

2. 賛助会員の場合は、事前に本会賛助会員への入会が必要となります。

賛助会員会費（年額） 72,000円（月額：6,000円）

※年度（4月1日～翌年3月31日）途中の加入の場合の会費は、月割り計算。

(利用申込の拒絶)

- 第5条 1. 本会は、本事業利用申込者が同条第2項並び第3項に該当する時は、利用申込を認めない場合が有ります。またその場合、既に払込み頂いた会費等をご返金します。※賛助会員の場合は賛助会員資格も喪失します。
2. 入会申込書類に虚偽の事項を記載した場合。
3. 入会手続きにおいて、本会が登録された連絡先に連絡を行っても連絡が取れない又は取りづらい事によって、入会手続き事務に支障をきたした場合。

(会員の種類・会費)

第6条 会員の種類、会費は次の通りです（事業年度4月1日～翌年3月31日）。

(1) 正会員団体所属会員

年額会費 0円（月額会費 0円）

(2) 賛助会員

年額会費 72,000円（月額会費 6,000円）

※年度途中からの利用の場合、当該年度末までの月割り計算。

※会費の払込みは年額、中途利用申込の場合の月割り額とも一括払いとします。

(賛助会員の本事業の利用期限)

- 第7条 1. 本会の承認月から当該年度末までになります。
2. 本事業の利用の継続を希望される場合は、本会の定める納付方法より次年度の会費を支払うことで、次年度の1年間継続利用することができます。

第3章 利用申込書記載事項の変更等

(会員の代表者氏名、名称・商号等の変更)

- 第8条 1. 会員は、その代表者氏名、商号・名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があった場合は、速やかに届出事項変更届によりその旨を本会事務局へ通知する必要がある有ります。※法人の会員は、代表者氏名、商号・名称、住所に変更があった場合、現在事項全部証明書の写しも添付して下さい。
2. 前項の規定による変更通知の本会への未通知等によって、本会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、本会はその責任を負わないものとします。

第4章 本事業利用資格の喪失

(利用資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その利用資格を喪失します。

- (1) 入会申込書類に虚偽の事項を記載したことが後日判明した時。
- (2) 本会が収納代行を行う、受入企業による1号特定技能外国人の受入負担金（1人あたり12,500円/月）支払いが3か月以上滞納された場合。
- (3) 本規約に違反した場合。
- (4) 当年度の賛助会員の会費の納付が納入期限（4月末日）後1か月を超えて滞納された場合。
- (5) その他、本会が本事業利用会員として不適当と判断した場合。

(会費等の不返還)

第10条 一度払い込まれた会費等は、第5条第1項の場合を除き返還しません。

第5章 本支援の利用停止

(利用の停止)

- 第11条 1. 本事業の利用を停止する場合は、退会届を本会事務局に届け出て、以降の利用を停止することができます。
2. 本会の退会に伴い、国土交通省の外国人就労管理システムの計画取消申請を速やかに行う必要が有ります。

第6章 情報管理

(個人情報の保護)

第12条 本会は、本会が保有する本事業の利用会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、本会が定める個人情報取扱規程に従い、個人情報を適切に取扱うものとします。

第7章 損害賠償等

(損害賠償)

第13条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、本会が損害を受けた場合、当該会員は、本会が受けた損害を当会に賠償することとします。

(免責)

第14条 本会は、会員に提供する本事業の利用により発生した会員の損害等に対し、第12条に定める場合及び本会の故意または過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任を負わないものとします。

第8章 残存条項

(残存条項)

第15条 本事業の利用の終了もしくは、会員資格を喪失された場合であっても、第12条から第14条及び本条の規定は有効に存続するものとします。

第9章 その他

(規定の追加)

第16条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次本会が定めるものとします。

附則（令和3年2月19日制定）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月31日改正）

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和6年6月1日改正）

この規約は、令和6年6月1日から施行する。

附則（令和7年10月17日改正）

この規約は、令和7年10月1日から施行する。